

飼い犬が事故を起こしてしまったら...

飼い犬が咬傷事故などをおこしてしまった場合には、すぐに**保健所に届出**（犬の事故届出書）が**必要**です。

事故の状況などを詳しくお聞きしますので、飼い主は取り急ぎ

☎ 04-2941-6535

に架電ください。



1 犬の事故届出に必要なこと

- 本人確認ができる公的証明書（運転免許証等）
- 鑑札・注射済票の番号の記載
- 被害者の住所・氏名・年齢の記載

2 「狂犬病の鑑定書」について

事故が**咬傷**の場合、飼い主はすぐにかかりつけの動物病院で、咬傷事故を起こした犬の**狂犬病の疑いの有無**について、検診を受ける必要があります。

後日受診した動物病院から「狂犬病の鑑定書」が発行されますので、保健所に提出してください。



飼い犬が事故を起こしてしまったら、
すぐに保健所へ連絡・届出を！



埼玉県狭山保健所 生活衛生・薬事担当

〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山 2-16-1

☎ 04-2941-6535

（年末年始、土日祝日を除く 8時30分～17時15分）

【参考】埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例
（事故発生時の措置）

第15条 特定動物又は**犬の飼い主**は、その**飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは**、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、**直ちに知事に届け出なければならない。**

- 2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

飼い犬が事故を起こしてしまったら...案内裏面

所長	副所長	担当部長	担当課長	起案者
処理記録		主任 / 技師		
狭保第	号			

- 【処理】
 入力済
 裏書済
- 【確認】
 登記証明
 資格者証
- 【通知・交付】
 電話
 FAX
 郵送
 窓口
 E-mail

犬の事故届出書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県狭山保健所長

住所 埼玉県

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

次のとおり、犬による事故が発生したので埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。

事故に係る犬	種類	生年月日 又は年齢	毛色	性別	めす おす
	犬の名	体格 大・中・小	特徴		
飼養管理場所	埼玉県 <input type="checkbox"/> 同上			電話	<input type="checkbox"/> 同上
狂犬病 予防措置	登録番号 第 号	最終予防注射年月日 ・注射済票番号	令和 年 月 日 第 号	第 号	第 号
事故の 状況	事故の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分			
	事故発生場所				
	事故の内容	咬傷 その他()			
	事故時の 管理状況	係留・放し飼い・移動・運動・訓練 その他()			
	事故の原因				
	過去における 事故の有無	有(咬傷・その他)・無			
被害者	住所				
	氏名	年齢	歳		
事故発生 後の措置					

鑑定 結果	第1回	印	第2回	印	第3回	印
	月 日		月 日		月 日	

<犬の事故届出書裏面>

始 末 書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県狭山保健所長

住 所 埼玉県

氏 名

電話番号 ()

管理不十分のため、私の飼い犬が事故を起こしたことにつきましては、誠に申し訳ありません。

また、法令違反の指摘を受けました下記(☑)のことにつきましては、速やかに是正し、その結果を令和 年 月 日までに報告するとともに、記載したとおり飼養方法を改めますので、今回に限り寛大な処置をお願いします。

記

1 違反し、是正を誓約する法令条項

狂犬病予防法第4条（市町村役場への犬の登録及び鑑札の犬への装着）

市町村役場への届出期日：令和 年 月 日

狂犬病予防法第5条（犬の狂犬病の予防注射及び注射済票の犬への装着）

予防注射及び市町村役場への届出期日：令和 年 月 日

動物の愛護及び管理に関する法律第7条（動物の所有者又は占有者の責務等）

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条（犬の飼い主の遵守事項）

2 改善する飼養方法

狂犬病予防法

(犬の登録)

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

(予防注射)

第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

第1 一般原則

1 家庭動物等の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養(以下「終生飼養」という。)するよう努めること。

2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持 所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

(1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。

(2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

(3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

(1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。

(2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数 所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限 所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送 所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

(1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じた適切な休憩時間を確保すること。

(2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等 所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

(3) 逸走した場合には所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

8 危害防止 所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物(以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。)を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

(1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。

(2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

(4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の実施状況や飛来物の堆積状況の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

(5) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

(6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲を行い、家庭動物等による事故の防止のために必要な措置を講じること。

(7) 所有者等は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

9 緊急時対策 所有者等は、関係行政機関の指導、地域防犯計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第4 犬の飼養及び保管に関する基準

1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。

2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意するとともに、犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。また、みだりに健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させることは虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

3 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

4 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

(1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。

(2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。

(3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。

(4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬(以下「危険犬」という。)を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けること。

6 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等の措置を講ずること。また、事故を起こした場合には、民事責任や刑事責任を問われるおそれがあることを認識すること。

7 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努めること。なお、都道府県等(法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。)に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求めらるる相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

8 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第7 その他 所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないよう十分な配慮を行うこと。

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例

(犬の飼い主の遵守事項)

第7条 犬の飼い主は、前条各号に掲げる事項のほか、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産に対する侵害のおそれのない場所において、固定した物に綱若しくは鎖で確実に係留して飼養し、又はさく、おりその他の囲いの中で飼養すること。

二 咬癖のある場合は、口輪をかける方法等により飼養すること。

三 他人の見やすい箇所に規則で定める表示をしておくこと。

四 その種類、健康状態等に応じて、適正に運動させること。

(事故発生時の措置)

第15条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、直ちに狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

狂 犬 病 鑑 定 書

飼い主又は管理者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

事故に係る犬	種 類		生年月日 又は年齢		毛 色		性 別	めす おす
	犬の名		体 格	大・中・小	特 徴			
飼養管理場所	埼玉県 <input type="checkbox"/> 同上				電 話	<input type="checkbox"/> 同上		
狂犬病予防措置	登録番号	第 号	最終予防注射年月日 ・注射済票番号	令和 年 月 日	第 号			
咬傷事故の状況	事故の日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分						
	事故発生場所							

鑑 定	第1回	署名/印	第2回	署名/印	第3回	署名/印
	月 日		月 日		月 日	

上記犬を鑑定したところ、定時臨床上、狂犬病の疑いが【 ある ・ ない 】と鑑定します。

令和 年 月 日

検案獣医師	診療所 名称 所在地	
	氏 名	
	電話番号	